

平成30年島根県西部地震に係る被災代替家屋特例の適用申請について

大田市

島根県西部地震により、滅失または損壊した家屋（被災家屋。ただし、り災証明書の被害の程度が半壊以上のものに限る）の所有者等が、令和5年3月31日までに被災家屋に代わる家屋を新たに取得した場合または被災家屋を改築した場合には、当該取得または改築された家屋（代替家屋）の税額のうち被災家屋の床面積相当分（一部改築の場合は、被災家屋の床面積から改築部分以外の床面積を控除した床面積相当分）について、その取得または改築した年の翌年から4年度分につき、固定資産税を2分の1に減額する特例措置が設けられています。

I 特例措置の概要について

1 減額適用対象者

- (1) 被災家屋の所有者（共有名義の場合は共有者を含む）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときは、その相続人
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後に存続する法人又は合併により設立された法人等

2 被災家屋の要件

- (1) 島根県西部地震により滅失し、又は損壊した家屋（り災証明書の判定が「半壊」以上のもの）
- (2) 取り壊し又は売却等の処分がなされていること

3 代替家屋の要件

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋
※原則、種類（用途）又は使用目的が同一のもの
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

4 取得期限

平成30年4月9日～令和5年3月31日に取得（中古含む）・改築されたもの

※平成31年3月31日を起算日として4年間

5 減額対象範囲

代替家屋を取得した年の翌年から4年度分に限り、滅失・損壊した家屋の床面積相当分の固定資産税の税額を2分の1に減額します。

※新築住宅に対する減額措置を同時に受ける場合は、新築住宅に対する軽減後の税額を2分の1にします。

II 申告書類の提出について

1 被災家屋が島根県西部地震により滅失又は損壊した旨を証する書面

⇒ 災証明書（写）または減免決定通知書（写）等

2 被災家屋の処分を確認できる書面

⇒ 解体契約書（写）または解体完了通知書（写）もしくは売買契約書（写）等

3 その他

平成30年1月2日から平成30年4月9日までの間に取得し、被災した家屋については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書面

⇒ 不動産登記簿謄本（写）、建築請負契約書（写）、売買契約書（写）等

代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等の場合には、そのことを証する書面

・ 相続人 ⇒ 戸籍謄本（写）

・ 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族

⇒ 戸籍謄本（写）と住民票（写）

・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等

⇒ 法人の登記簿謄本（写）

※必要に応じて上記以外の書面を提出していただく場合があります。

4 提出先

大田市役所 税務課 資産税係